

2023年大会競技規則（ローカルルール、競技の条件、注意事項）

鹿児島県ゴルフ協会が主催する競技においては、2023年1月より施行する（公財）日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則（以下「規則」という）と、このローカルルールおよび競技の条件を適用する。この大会競技規則に記載のない事項や追加変更がある場合は、特別ローカルルールまたは競技会場での掲示物により掲載されるので必ず参照すること。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰（2罰打）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

- a. アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティーエリア（規則17）

- a. レッドペナルティーエリアの縁がアウトオブバウンズの境界縁まで及んでいる場合、そのレッドペナルティーエリアの縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。
- b. 片側だけ定められているレッドペナルティーエリアは無限に及ぶ。

注：ペナルティーエリアに指定ドロップ区域が設置されている場合、プレーヤーは規則17に基づいて処置をするか、あるいは1罰打のもとに指定ドロップ区域にドロップすることができる。

3. 異常なコース状態（規則16）

- a. 修理地は白線と青杭を持って表示する。
- b. プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイングの区域の障害となっている場合
 - i) ジェネラルエリアの球：そのプレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。
 - ii) パッティンググリーン上の球：そのプレーヤーは規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。

しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合障害は存在しない。救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後どの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレンジ以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないこと(再ドロップ)を意味している。

- c. パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるペイントや線は規則16.1に基づく救済が認められる修理地として扱われる。しかし、ペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

- d. コース内にある排水路はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない。

- e. 人工の素材で作られ、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かせない

い障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。プレーヤーは規則16.1bに基づいて罰なしに救済を受けることができる。

f. 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。

g. 動かさない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。

h. 動かさない障害物によって囲まれた造園区域（花壇、低木の植え込みなど）はその障害物の一部とみなす。

i. 規則16.3は次のように修正される：バンカーの上方の積み芝の面と露出した土の壁にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

4. コースと不可分の部分

a. 巻物、ワイヤー、ケーブルなどで樹木に密着している部分

b. 所定の場所にあるバンカーライナー

c. ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）

5. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

6. クラブと球の規格

a. ストロークを行うために使うドライバーは、R & Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。

b. ストロークを行うときに使用する球は、R & Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていない。

7. プレーのペース（規則5.6b）

プレーヤーは競技ごとに制定される「鹿児島県ゴルフ協会主催競技：プレーのペースの方針」を確認すること。

「プレーのペースの方針」の違反の罰：

バッドタイム1回目：警告（次のバッドタイムからは罰が与えられることを告げられる）

バッドタイム2回目：1打の罰

バッドタイム3回目：さらに2打の罰

バッドタイム4回目：競技失格

8. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則5.7）

危険な状況のためにプレーの中断、または通常の間断はサイレンによって伝えられる。

どちらの場合も、プレーの再開はサイレンによって伝えられる。

即時中断：1回の長いサイレン

通常の間断：2回の短いサイレン

プレーの再開：1回の短いサイレン

9. ホールとホール間の練習（規則5.5b）

規則5.5bは次のように修正される；

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- ・終了したばかりのパッティンググリーンの表面を擦ったり、球を転がすことでパッティンググリーン面をテストする。

10. 電磁誘導カート用軌道（プレー禁止区域、異常なコース状態）

電磁誘導カート用の2本のコンクリート軌道及び軌道間は全幅をもってプレー禁止の修理地とし、その上に球がある場合、競技者は規則16.1bを適用しなければならない。但し、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることができる。本項の違反の罰は一般の罰。

11. 移動

動力付き移動機器の使用することができる。

競技の条件

12. スコアカードの提出（規則3.3b） スコアリングエリア方式を採用する。

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーは、スコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならず、そしてすぐに戻らなければならない。

13. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定める。

14. 競技終了時点

鹿児島県ゴルフ協会ホームページに順位表が掲載された時点をもってその競技は終了したものとみなす。

15. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

注意事項

1. ローカルルールに追加変更のある場合は、掲示板、スタートホールのティーイングエリア付近に告示する。
2. 委員会は、競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 練習は指定練習場で行い、打撃練習場では備え付けの球を使用すること。スタート前の練習は1人1コインを限度とする。
4. プレー中、危険防止の為に、帽子（バイザー可）を着用すること。
5. 会場クラブの服装規定を順守すること。服装規定に違反がある場合、競技委員会は競技者の参加資格を取り消すことができる。
6. コース内はスマートフォン及び携帯電話などの使用を禁止する。
7. 規則問題があった場合は、プレーヤーは自分のスコアカードを提出する前に委員会に規則問題を提起すること。